

# 水田利用再編次期対策に関する要望

昭和61年8月19日  
全国稲作経営者会議  
会長 酒谷 実

政府は、水田利用再編第三期対策の終了にあたり、昭和62年度から70万ヘクタールを上回る水稲の転作割当面積等を内容とする次期対策について検討中である。

このような次期対策にあたっては、需給調整は勿論であるが、米を中心とした水田農業を確立し、担い手育成を主軸とした構造政策の推進と相まって、国民合意の稲作生産体制整備の推進が急務であると考えらる。

こうした基本的立場に立って、下記の通り要望する。

## 記

### 1 水田利用再編次期対策に関する要望

1. 転作に積極的に取り組み、転作作物の収益性を向上し得る生産者には、そのための基盤整備等にかかる経費について十分な措置を弾力的に講ずべきである。
2. 農地の集積・団地化等構造政策を促進するため、団地化加算額を十分に措置すべきである。
3. 麦、大豆、飼料作物等転作の中心作物であり、自給率の極めて低い作物の生産性向上を図るための措置を講ずべきである。
4. 営業計画が着実に行えるよう転作面積の割り当てを早期に行い、また、ある程度（3年間程度）の期間面積を固定して行うべきである。
5. 国土保全等農業の持つ多面的機能を十分発揮し、農地を農地として有効に活用するため、保全管理や休耕を奨励する措置は慎むべきである。
6. 土づくりと粗飼料供給が円滑に行えるよう、大型畜産経営を確立させ、特に畜産主産地においては草地などの土地利用体制の整備を次期対策と一体的に推進すべきである。
7. 他用途利用米についても転作配分面積に含めて実施するよう措置し、他用途米利用の拡大を積極的に推進し主食用米との価格差は、国、実需者、生産者が共同負担するよう措置すべきである。

### その他関連する要望

1. 土地改良事業について、兼業農家の事業参加の促進など地域の実情に即した新たな方式を総合的に検討し、土地改良の円滑な推進を図るよう措置すべきである。  
さらに、第三次土地改良長期計画の着実な実現に必要な財源を優先的に確保すべきである。
2. 栄養バランスのとれた日本型食生活について、国民の理解を高めることを通じ、日本型食文化の確立を図り米および国内産麦の消費拡大を図るよう配慮すべきである。  
このため、麦については、品種改良について、十分に、配慮すべきである。

以上